

角兵衛獅子の復活・資源化から見る子ども観の近現代

——村／地域社会と近代的規範の交錯——

元森 絵里子

本稿は、角兵衛獅子という新潟市南区月潟に伝わる子どもによる芸能の戦後・現代史を明らかにするものである。江戸期に多数巡業していたこの芸能は、明治大正期に一度消滅する。そして、「児童虐待」とされた過去にもかかわらず、「郷土芸能」の「保存」の流れに棹差し復活し、昭和末以降は「ふるさと」「特色」といった機運のなか村の資源となっていく。これがよくある「伝統芸能」の復活・構築の事例と異なるのは、「子ども」をめぐる規範が交錯することである。保存会は、復活期には、賤業の村と蔑視された記憶からくる村内の反発を子どもへの近代的な規範に沿った配慮のしくみを整えてやりすごし、現代では、保存以上の期待を子どもに配慮する現代的な規範に曖昧に乗りながら断る。これは、よくある規範の階層的・地域的浸透図式や、浸透から揺らぎへ、新旧規範の対立といった図式とは異なる形で、子ども観の歴史を諸規範と現実の交錯から描く試みである。

1 はじめに

角兵衛獅子という、新潟市南区月潟（旧月潟村）が起源と言われる子どもによる芸能がある¹。2018年現在、月潟のいたるところに角兵衛獅子のモチーフが見られる（図1、2）²。村を上げてアピールしているかのような様子と、かわいらしいその表象に、児童福祉史を紐解いたことがある者ならば、おそらく複雑な気分になる。



図1 月潟村の角兵衛獅子①



図2 月潟村の角兵衛獅子②

児童福祉史において、角兵衛獅子は、さらったり買ったりした子を劣悪な環境で訓練し、巡業して軽業をさせる「児童虐待」（残酷の意）³の一例として登場する。少なくとも1933年の児童虐待防止法制定に至る議論では、子どもに対して禁止されるべき「軽業・曲馬」の代表例として、玉乗りなどとともに列挙されている。江戸末期から明治期の写真を見れば、太鼓や笛を持った大人に猿回しの猿のように連れられた汚い衣装の2〜3名の子どもたちが写っている。獅子頭をかぶってしゃちほこ立ちやブリッジや軟体芸を披露し、時にはその反った腹に別の獅子が立ったりしている。明治期以降の新聞等に、「ひどい親方」が「子をさらって」「酔を飲ませて」「飯も食わせず」訓練するといった紋切り型の表現が頻出しており、「かわいらしい子どもの芸」とは程遠い「見世物」に近いイメージであったと考えられる。

角兵衛獅子の起源の一説として、中之口川（信濃川の支流）の氾濫にしばしば悩まされる村で、農民角兵衛が農閑期の出稼ぎとして子どもに曲芸を仕込んで巡業したのが広まり恒常化した旨が伝えられている。『越後名寄』（1756）によれば、宝暦5年（1755）に江戸で大流行したと言ひ、文化8年（1811）には歌舞伎「越後獅子」および長唄「越後獅子の唄」が発表され、文化11年（1814）には、常磐津の「角兵衛」が初演されている。角兵衛獅子が神事なのか大道芸なのか自体が芸能史で決着をみていないが、少なくとも村の中で受け継がれてきた郷土芸能とは色合いが異なる。おそらくは村外の者による模倣も多数含みながら、村外で消費される風物であった。そして、その子どもによる軽業巡業という形態自体が、児童虐待防止法制定の過程で批判的となったと考えられるのである。

本稿が目にするのは、この角兵衛獅子が一度消滅したにもかかわらず、復活し、村のシンボルになる経緯と現在である。実は、角兵衛獅子は、児童虐待防止法の制定を待たずして、明治末期から大正期に一度消滅する。それが、同法制定直後の1936年、地元有志によって料亭の芸妓のお座敷芸として復活され、さらに、児童福祉法施行下の1959年には、地元有志の13名の小学生たちによる舞台芸へと形を変えて本格復活を遂げる。村全体の後押しがあったわけでもなく、反対者も多い中での一部有志の活動であったが、そこから60年、口上継承者や庇護者の死去で継承が危ぶまれつつも、10名前後の子どもたちを代替わりさせながら「角兵衛獅子保存会」の活動は続き、今や村のアイデンティティ資源とされている。2005年の新潟市への合併後には、南区を代表する「郷土芸能」として、2013年に新潟市無形文化財に指定される。最近では、生囃子も復活し、6月第4日曜日の「月潟まつり」と、9月下旬の「月潟大道芸フェスティバル」の年2回を中心に披露されている。

つまり、児童福祉史上、問題視され消滅したと考えられてきた芸能が復活し、全国でも類を見ない子どもを担い手とする郷土芸能として根付き、文化財指定まで受けているのである。その経緯自体、子ども観の歴史の一局面として明らかにされるべきではないだろうか。加えて、その様子は、2で見えるような、“近代的な子ども観の新中間層以外の層への浸透”や“子どもの地域社会への参画という現代的孩子観の表れ”などといった紋切り型の歴史図式を裏切っていく。その裏切り方を見ていくことで、大まかな図式ではなく、地に足着いた子ども観の近現代史の一助とすることができるのではないだろうか。

2 本稿の視角と資料

2-1 子ども観の歴史的視座をめぐって

「虐待」と批判された子どもの芸能が郷土芸能として復活し、地域の資源として受け継がれているといったときに思いつきやすいのは、子どもは保護・教育せねばならないという近代的な子ども規範が地方・下層まで浸透し、そこに今度は子どもの地域社会への参画と地域社会の創生・再生産といった新たな子ども観が開いたというような、歴史図式である。

P. アリエス『〈子供〉の誕生』（Ariés 1960=1980）は、18世紀までに、子どもに対する「可愛がり」（保護、甘やかし）と「激昂」（しつけ、教育）の感覚が現れてきたと述べている。この近代的子ども観が「誕生」ないし構築されたという仮説は今や広く受け入れられているが、

実際のところ何がどう広まったのかについての共通了解は曖昧である⁴。近代以降の子ども観を見る視角について、子ども史の大家 H. ヘンドリック (Hendrick 1997) は多様な子ども観が時代によって折り重なっていく複数性という視点を出し、H. カニングム (Cunningham 2005=2013) は規範・理想としての子どもと現実・実態としての子どもの区別を提唱するなど、議論はある。しかし、このような立場に立つても、結局、カニングムの著作がそう読めてしまうように、規範として上中流層に誕生した「保護」と「教育」を旨とする子ども観が、制度化され実態として下層まで現実浸透していく (トリクルダウン) というような単線的な図式に近似しがちである。

また、そのような近代的規範が法制度が整い経済的に豊かになる過程で広まり、実態としてもそのような子ども期が浸透・定着していったかに見える 20 世紀末には、「子ども期の消滅」という議論が起きたり、逆に近代的な規範の持つ問題点を克服した、子どもの能動性や地域参画を強調した「子どもの権利」という発想が現れたという図式がよく用いられてきた (Postman 1982=2001; Hendrick 1997)。前者は、学校化や家庭の私事化の逆機能として、子どもらしく保護された子ども期が変容・消滅しつつあるという議論であり、後者は、既存の子ども観の持つ大人中心主義や社会への同化志向を強調して批判し、能動性や主体性を「新たな」「よりよい」子ども観として強調するという二項対立的に対抗価値を掲げる議論である⁵。しかし、実際のところ、このような変容や対抗といった子ども観がどの程度の広がりを持つものなのかは、あまり議論されていない。都会・郊外の間層を先行例と暗に想定しているか、より抽象的に新奇な事例として取り扱われるかである。

これらの浸透、揺らぎや二項対立的対抗という図式は、歴史を大づかみにしたり規範的な議論をするにはよくとも、記述としては端的に言って大まかすぎる。現実の歴史は、規範からこぼれる実態があったり、矛盾する規範がせめぎ合ったり、ただ曖昧だったりする。「子どもの誕生」から「揺らぎ」「乗り越え」へといった単純な議論では、子どもの近代も現代も捉え損う。とはいえ、複数性や規範・理想と現実・実態といった一般的すぎる議論も、記述力が弱く、先述のように単線的な図式に舞い戻る可能性がある。例えば、J. ドンズロ (Donzelot 1977=1991) は、様々な時期を起源とする子どもをめぐる複数の規範と実践の「線」が集まり、20 世紀には「保護複合体」が形成されると同時に、「逃走線」もあるという歴史像を描いているが、子ども観の近現代もそのような「線」の絡まり／ほつれとして、単線的図式と差異化しながら、そうとも見える構図をも織り込んだ歴史を描いていくことが可能ではないだろうか。そのようなものとして、角兵衛獅子という子どもの芸能の復活・資源化における、子どもに関する規範・感覚の錯綜を描き出したい。

2-2 消滅経緯における子ども規範との複雑な関係

角兵衛獅子の消滅経緯については、規範の浸透図式があてはめられがちである。具体的には、消滅の経緯は、現在では、公式見解とも言える書籍群において、学校制度が広まり児童虐待防止法が制定されたからなどと説明されている (近藤 1997; 小湊 2000; 江部 2003)。たしかに、子どもは学校に行くもので、労働してはならず、残酷な扱いをされてはならないという規範が浸透して、角兵衛獅子が廃れたというのはわかりやすい図式ではある。

しかし、学制が1872年（明治5）で小学校就学率が90%を超えるのが明治末期、児童虐待防止法は1933年（昭和8）制定で、消滅が明治末から大正期ということを考えると、時系列関係などの整合性が曖昧で、後付けの歴史という観がある。そこで、拙稿（元森2019）では、明治初期から芸妓で復活する昭和初期までの角兵衛獅子に関わる言説資料をできる限り収集し、この経緯が、“新中間層で子ども規範が誕生し、それが浸透していないことが問題化され、やがて下層にまで浸透して実態化していった”という単線的な図式を超える、複数の変化の絡まりであることを明らかにした。その要点をまとめれば、以下のようになる。

まず明治初期に人身売買が問題化したときに、角兵衛獅子にも禁止令が出ており、人身売買と虐待、学制に反するといった点が批判されているが、ほとんど実効性がなかった。角兵衛獅子は都市の当たり前の光景であり続け、言説も下火になる。再び言説化するのは明治20年代で、『最暗黒の東京』（松原1893）のような下層社会のルポルタージュで批判的に言及される一方で、越後の「名物」「風俗」として各種案内で紹介されるようになるが、この時点では報告として消費されているにすぎない。変化が生じるのが明治30年代後半（20世紀初頭）で、新中間層向けの媒体で、「可憐」（かわいそうの意）という表現が繰り返されるに至る。ただ、その子たちを救おうというよりは、学校にも行けず、親もなく、親方に酷使されている「可憐」な子に対比しながら、親の言うことを聞き、勉強するようにと新中間層の子どもを諭すのに用いられる。同時期に、角兵衛獅子は、「虐待」の例として社会問題として扱われるようになるが、その成果である児童虐待防止法の制定よりだいぶ前の明治末には、本家の月潟では角兵衛獅子が消滅している。なお、明治の角兵衛獅子を記憶する世代の回想に出てくるのは、「病気がうつる」「悪さをすると獅子の子にくれてやる」と村内で言われていたとか、村の外から「月潟か、しなってみせろ」などとはやし立てられたなどといった記述である（関本1963）。

つまり、明治末期、一部の層は、保護されしつけられ勉強するなどの子どもにまつわるいくつかの規範と実態を享受し始めたが、それが与えられてない子どもたちの様子を社会問題だと捉えて問題化する人ばかりではなかった。むしろ、「可憐」な子たちの存在は自明で、それと豊かな層は差別化されて捉えられていた。そのような「近代」「都市」の上中流層から地方の封建的「村」の渡世稼業に向けての差別的な視線があり、それを内面化した村内でも角兵衛獅子の子たちへの差別的視線があった。実態としての角兵衛獅子は、子ども規範が直接浸透したというよりも、規範とも連動した近代的な階層構図が成立するなかで「賤業」と蔑視されたことにより、衰退を余儀なくされたと考えられる。

さらに重要なのは、そのころから、差別的な視線とは別に、消えゆく「郷土芸能」としてノスタルジーの対象として書き留められたり、小説『鞍馬天狗』に代表される大衆文化にかわいそうだが健気で愛らしい（つまり上記新中間層的な意味で「子どもらしい」）角兵衛獅子が登場して人気を博したりし始めるということである⁶。地方の村の子どもの芸という蔑視された要素こそが、表象のうえで好意的に取り上げられるようになるのである。

このような子どもをめぐる言説・表象と実態の複数の線が錯綜した消滅経緯は、子ども規範が広まり実態として浸透するという単線的な図式に大いに反省を迫る。本稿では、この先

に復活以降を考えたいのである。

2-3 復活経緯をどう見るか——トリクルダウンでもなく、二項対立でもなく

旧月潟村は、中央から地方へ、都会から村へ、上中流層から下層へといった規範の単線的な浸透図式を前提とするならば、「下端」とも見える世界である。新潟駅から車で40~50分、面積9平方キロメートル、人口3,605人（平成27年国勢調査）の農村で、月潟小学校・中学校は1学年30人程度と少子化・過疎化傾向が見られる。村内に高校はなく、コンビニやカフェチェーンも、宿泊施設もない。昭和期後半は、村長選において村を二分する二大派閥がしのぎを削っていた。1933年に通った新潟交通電車線も1999年に廃線となっている。このような村で子どもの芸能が復活・保存され、村のアイデンティティ資源となっていく経緯から、戦後の子ども観の歴史の一局面を描き出してみたい。それは、消滅期同様、規範の単純な浸透・揺らぎ図式にも、二項対立図式にも回収されない、錯綜した歴史であろう。

なお、角兵衛獅子の戦後・現代史に関しては、芸能研究や民俗学、観光人類学、環境社会学などが扱ってきた、「伝統」の文化財化・観光資源化の一例として読み解くことも可能かもしれない。昭和初期から戦後にかけて、「郷土」や「民俗」が見出され、多くの消えゆく芸能が保存された。昭和末から平成となると、それらを活用した「ふるさと創生」や「まちおこし」が積極的に図られるようになる。このような文化財行政とも関連した動きに対して、1980、90年代以降、構築主義的観点からのアプローチが試みられている。「伝統芸能」「民俗芸能」や「文化財」を本質主義的に捉える視点の問い直しが進み（才津1996；橋本2006；岩本編2007など）、その延長線上に、保存か観光か、本質か構築かといった二項対立図式を超えた「語り」「リアリティ」の社会学的記述も試みられてきた（足立2010など）。

だが、角兵衛獅子の特徴は、子どもを演者とする芸能であるという点である。柔軟性が必須なため10歳未満から訓練を始めるほうが望ましいとされる一方、消滅以前の基準でいえば二次性徴以降（14、5歳〜）は獅子を続けられなくなる（親方になったり、大人の軽業に転業したり、身軽さを生かして大工などになる）。そのため、角兵衛獅子は、時代時代の全国的な芸能をめぐる潮流に巻き込まれるが、それに対応する際にも、不可避に子どもが演じるという問題に関説するのである。本稿は、この点にこそ注目したい。

つまり、以下では、一次・二次資料から、角兵衛獅子がどのようにして復活し村の資源となっていったかを、そこにどのような期待や批判が寄せられ、担い手（保存会）がどのようににそれに対処しながら活動を続けたのかに注目しながら、大まかに時期を区切って再構成していく。その際、「郷土芸能」「民俗芸能」の構築性に関する研究も参考にしながら、それらが示した同時代的な動きとの偏差に、子どもの芸であることがどのように関係しているのかを浮かび上がらせていく。そして、子どもをめぐる規範が単純に広がり定着するといった図式とは異なる、子どもをめぐる複数の規範や実践の交錯を確認したい。

分析には、網羅的な収集を心がけた一般刊行物に加え、以下の資料を用いる⁷。第一に、平成期後半以降の角兵衛獅子に関わる事業の議事録を、閲覧するか、担当部局からの情報提供を受ける形で把握した⁸。第二に、2017年9月から2018年8月にかけて、電話やeメールでの事前の問い合わせである程度情報を得た上で、計4回月潟を訪れ、歴史や現状について、

村内で見聞きした情報をメモし、フィールドノートにまとめた。また、その過程で、関係者5名に各30分から1時間半程度の間わず語り形式での聞き取りを行うことができた⁹。録音できた場合もあるが、メモのみの場合もある。本論文に使用するデータについては、利用許可を得ているが、許可を得る作業の過程でさらに情報を得た場合もある。これらすべての資料を元に分析する。

分析は、大まかに4つの時期に分けて提示する。ただし、これはさらに、復活期（3：1950年代）とその展開（4：1960、70年代）、資源化期（5：1980、90年代）とその展開（6：2000年代以降）という形で、時代変化に伴う芸能への期待の変化と担い手の世代交代が重なる2区分に分かれることになる。4と6の末尾がそれぞれの時期のまとめである。

3 「子ども」の「芸」を「保存」することの隘路——戦後における復活

3-1 「芸」の「保存」のため？

角兵衛獅子は、明治末には月潟から姿を消している。復活したのは1933年（昭和8）に新潟交通電車線が通ったことに端を発する。新潟交通の奥山亀蔵氏（山形県出身）が、地元名士の青柳良太郎氏に打診し、明治末期の最後の角兵衛獅子であった渡辺寅之助氏（小太鼓）、小林信作氏（口上と太鼓）、道見豊信氏（笛）に依頼し、1936年に角兵衛獅子を復活させる。その経緯については、「青柳さんは賛成したときの気持ちを『芸は尊いですけどのお』と一言で説明する」（『読売新聞』1970.3.29）としか明らかになっていない。当初から「角兵衛獅子保存会」という名称が使われていたことを考えると、消えゆく「芸」を「保存」しようとしていたと考えるのが妥当だろう。近代化で消えゆくものが意識され、1927年に民俗芸術の会が創立され、郷土史や郷土教育が流行した昭和初期を背景としていよう。角兵衛獅子を消え行く芸能として、その由来を紹介したりする言説が現れ始める時期とも重なる（元森2019）。そのきっかけが、村外の有力者からもたらされている点は興味深い。

後年の聞き取りによれば、「村民からは総スカンをくった。『せつかくぬぎ去った村の汚辱を、なんでいまさら……』というわけだ」（『読売新聞』1970.3.29）、「子供たちにはとても習わせるふん囲気ではなかった」（新潟日報社編1979：186-187）と記されている。先述のとおり、子どもが演じる軽業渡世が村が蔑視される原因であったことから、子どもで復活させることができなかつたのである。そこで、苦肉の策として、割烹久元を稽古場に、義務教育年齢は過ぎている芸妓での復活となった。1959年の『毎日グラフ』記事では、角兵衛獅子の演目の「平芸」と「本芸」のうち、サーカスの演目になるような「本芸」は、芸妓では難しく伝わっていないと書かれている。この時点で、消滅前は獅子がブリッジしたおなかに別の獅子が立っていたのを、馬乗りの背中に立つなどの改編がほどこされている。

3-2 「虐待」と切り離れた「郷土芸能」「文化財」へ

戦後になると、芸を保存すべきという機運が、公的な言説のなかに見られるようになる。1952年の『読売新聞』（新潟版）では、戦前から角兵衛獅子の由来を調べていた関本賢太郎氏（県立長岡聾学校校長）が、「虐待」は衰亡期の一時的なこととしたうえで、「これほど永く世

上にもてはやされたことはとりも直さず郷土振興に絶大な貢献をしたことでもあります（中略）継承発展させてこそ郷土の繁栄にもなろうかと思えます（強調引用者、以下同じ）と、振興を訴えている（『読売新聞』1952.7.8 朝刊、新潟県版）。応答した宮栄二氏（県文化財審議委員）は、「虐待とか憐愍の感傷をはなれて今や純粋に郷土芸能としての価値如何を見直し、現況による対策を考えねばなりません」とした上で、公布されたばかりの「新潟県文化財保護条例」に基づいて審議を行う旨を回答している（『読売新聞』1952.7.9 朝刊、新潟県版）。古老への聞き取りを元にした物語、『角兵衛獅子の新一郎』では、序として、県観光課長が「県としても何とか文化財保存の意味から之を助成したいと考えていた」、前厚生次官が「日本古来の文化財保存の意味からも此の角兵衛獅子の永続を希望する」（大沢 1952: 1-2）との推薦文を寄せている。

これらの語りには、2-2 で概観したような昭和戦前期以降の角兵衛獅子に関するいくつかの評価（子ども観・その他）が絡み合っている。第一に、「郷土芸能」「文化財」としての価値が見出されている。1950年に文化財保護法制定、1954年の改正で無形文化財制度が整えられ、「民俗芸能」という言葉も登場してその「保存」が謳われる時代である。第二に、「世上にもてはやされた」という村外の評価に言及されている。これはおそらく郷土芸能としての評価とは別のものであり、大仏次郎『鞍馬天狗』（1927-28）に角兵衛獅子の少年が登場して人気を博したことや、美空ひばりが1951年の松竹映画『とんぼ帰り道中』で「越後獅子の唄」を、『鞍馬天狗・角兵衛獅子』で「角兵衛獅子の唄」をヒットさせたことを指している。第三に、「虐待」と言われた過去にも言及し、そこから切り離れた保存が必要だとされている。これらを重ね合わせると、「かわいそうだが子どもらしい」というある時期以降の大衆文化上の表象に由来する村外からの人気も投影される形で、「郷土芸能」としての価値が高まり「文化財」指定が検討されるが、そのためには社会問題（「虐待」）という負の評価とは切り離さねばならないと考えられているという構図になっているのである。

そして、そこで問題となるのが、実際に子どもに演じさせるべきかという点である。宮氏は、「あの可憐な子供達の妙技や熟練が今日そのまま復活できるかどうか問題であります」（『読売新聞』1952.7.8 朝刊、新潟県版）としている。

3-3 「本物の保存」と「教育的観点」の曖昧な両立

「最近は、新聞、雑誌などで紹介され、テレビにも出演したおかげで、『保存会』の存在が全国的に有名になり、『角兵衛獅子』をぜひ見せて欲しい、との申し込みが増えてきた」（毎日グラフ 1959: 27）というころ、村長（1951~61）となっていた保存会の青柳良太郎氏は、1959年、月潟小学校に赴任した江部保治校長に子どもでの復活を打診する。

そのときの詳細は、江部氏が繰り返し言葉を残している。「果たして児童の身体的な発達に無理がないものか、たとえば一旦児童にやらせた場合、どんな形で演技するのか、どこで演技するのか、昔の門付けをした頃の様な金銭的な問題はどうか、村民感情はどんなものか、児童虐待防止法（ママ）との関係はどうか、また果たして父兄の中で獅子の子として参加させる者があるだろうか」（月潟村誌編輯委員会編 1978: 532）と悩んだ江部氏は、芸妓による角兵衛獅子を見せてもらう。そして、「芸妓の演ずる技にはたしかに限界のあることが

わかると同時に、児童にはやれない重労働的なものではない。むしろ現在郷土芸能の復活が全国的に膨はいとしておきつつあるときに、月潟の角兵衛獅子のもつ高い芸能を盛んにすることは意義がある」(同: 532) との結論に達する。

そこで、江部氏は、青柳氏に条件を出す。

守ってほしいことがあります。郷土芸能を伝え受けつぐ者として誇りをもたせ、れいぎ作法や言葉づかいに気をつけさせること、お金はあげないこと。勉強にさしきわりがあることは許されない。学校を休んで出演することはぜったいにしない。お酒の席には出演しない。休みの日でも、頼まれて出演するときは必ず学校に届けること(江部 2003: 頁数記載なし)

江部氏は、後年の絵本『越後・月潟角兵衛獅子ものがたり』で、「本当の角兵衛獅子が消えてしまう」という言葉を青柳氏の言葉と自身の言葉の2度使っている(江部 2003)。角兵衛獅子の「本当」の姿は子どもによる芸であり、芸妓では「限界」があるという発想が、「文化財保護」「郷土芸能復活」に思いをめぐらせる関係者の間にあったと言える。

しかし、そのときに出てくるのが、「虐待」とまで言われ、村の内外で忌避された歴史である。青柳氏が小学校長に相談したという事実と、相談された江部校長が悩んだ諸点は、戦前期の日本が何とか築き上げてきた、子どもを子どもとして処遇するための教育的規範と法制度の存在を感じさせる。「子ども」は、残酷な扱いを受けない、児童労働はしない(金銭を稼がない)、飲酒はしない、学校に行き勉強と作法と誇りを身につける。先述のように、明治期の角兵衛獅子消滅の過程に、これらの規範が直接的に影響していたかには疑義が差し挟めるが、昭和30年代半ばともなると、明確にこれらの諸点が考慮せねばならない問題として、少なくとも教育関係者と文化財関係者に自覚されていたと言える。江部氏は、条件をつけた理由を、「児童なるが故に総てを教育的な観点からみようということにあった」(月潟村誌編集委員会編 1978: 533)としている。児童労働や虐待にあたりかねないこと避け、教育的配慮に包摂することが、「村の汚辱を、なんでいまさら」という村内の反発も消えぬ時代に、子どもで復活・保存する正統性を担保するための必要条件となった。

当然のことながら、「児童にはやれない重労働的なものではない」のは、先述のとおり、芸妓で復活した過程ですでに芸の選別・再構築が行われているからである。今では、「完全な復刻というより、当時の保存会のメンバーが考えて作り上げたものと言ったほうがいいかもしれません。今の活動は、ここからの継承です」(新潟文化物語 2018: 第2セクション第2段落)とはっきりと語られているが、当時は、その点は曖昧にして「保存」が企図されたのである。

いずれにせよ、大字月潟の青柳氏に近い家の13人の子どもたちが呼びかけに応じ、角兵衛獅子は小学生を中心とする子どもたちで復活する。消滅前に角兵衛獅子が帰郷・舞の奉納を行っていた6月の地蔵祭りでの上演が続けられた上、芸能関係のイベントでの披露の機会を与えられる。1963年には、静岡で開催された第5回関東ブロック民俗芸能大会に出演し、一人芸の「俵ころがし」「乱菊」「青海波」「金の鯨」、組芸の「水車」「人馬」「唐子人形」など

の、今に伝わる定番がNHKで放映された（月潟村誌編輯委員会編 1978: 534）。なお、「蟹の横這い」「乱菊」「青海波」「水車」などのブリッジから起き上がる動きを含むものは、芸妓時代は復活できていなかったという（2019.2.28 Aさん電話聞き取りより）。

このときの演者の1人が幕間に「親、何してんだ」と聞かれたというエピソードを、身内が記憶している（2018.4.14 Bさん聞き取りより）。下層のかわいそうな子が健気にも演じる芸能という大衆文化表象由来のイメージが、大人の側に残っていたことがうかがえる。

4 「民俗芸能」「文化財」ではなく——高度経済成長期

4-1 「文化財」指定の拒否

子どもにより復活した角兵衛獅子は、村の支援を得るようになっていく。上述の民俗芸能大会出演時に、村が初めて補助金を支出している（近藤 1997: 154）。関本健太郎氏が村の広報誌に月潟地蔵尊の由来記事を書き（関本 1968）、村勢要覧にも由来と消滅・復活の過程が記され（月潟村役場企画室編 1972）、1978年の『月潟村誌』にも、1章が割かれる。『新潟県民俗芸能史』には、由来や衰退の経緯とともに、復活の経緯が記されている（桑山 1972）。

このなかで、当初より検討されていた新潟県無形文化財という打診もあったようだ。ただ、保存会の側は一貫して慎重な姿勢を見せている。

「村のものは角兵衛獅子なんか思い出したくなかったんだがな。復活させたとき、みんないやな顔してさ。お前様、それは門付け芸だから、まあ賤しい商売だがな。月潟をそんなもので代表されるのが困るんだて。それを今になってNHKの“私の秘密”に出たり、民俗芸能だと少し持ち上げられると、村役場は宣伝するんだというんだがな。今さら何をと、わたしはことわった。渡辺さんがなくなったら、まあこの芸も終わりだがね」

保存会といっても、この人ひとりがいわばスポンサーなので、無形文化財の指定も「金を出さないで、うるさいことを言うだけだ」と、かたくなに拒絶している。（『朝日新聞』1967.1.22 朝刊）

「無形文化財に……」と県からたびたび話が持込まれるが、保存会では断り続けてきている。村の助成も受けないので、維持費は青柳会長が自腹を切ったり、祭りの寄付金などでまかなっている。青柳会長は、「文化財の指定を受けたりすると面倒なことが起こるから……」

と笑いながら答えない。（毎日新聞新潟支局編 1968: 189）

県からは「無形文化財に……」という保護の申し出があり、村も援助に理解を見せた。しかし青柳会長は「文化財いうたって、利用するばかりだ」とかたくなに拒んできた。（『読売新聞』1970.3.29 朝刊）

村外での角兵衛獅子の評価が上がれば、村や県は活動を支援し宣伝したがらる。しかし、村内の非難の視線のなかで復活させている側としては、「うるさい」と感じると同時に、村の間関係のなかで「面倒なことが起こりかねない」と考えているのである。

4-2 「民俗芸能」でもなく「職業芸能」でもなく

この保存会の態度と裏表の関係にあると考えられるが、民俗芸能研究者の論考である。高度経済成長の果てに「民俗」ブームが起り、「伝統」や「日本」が強調される時代のなか、1975年文化財保護法が再改正される。橋本裕之（2006）がこの時期の民俗芸能研究の本質主義を批判し、才津祐美子（1996）が、この改正が民俗文化は変わりゆくものと捉えてきた従来の文化財概念を変更し、「真の」「固定された民俗」を想定したものとなったと指摘しているが、まさに著名な民俗芸能研究者によって、過去の芸がきちんと伝承された真正性のあるものか、「民俗芸能」「郷土芸能」の名にふさわしい公共性を持つか、今後の継承可能性が担保されているのかといった観点から、角兵衛獅子を検証する論文が書かれている。

三隅治雄ほか（1970abc）は、角兵衛獅子は、青柳氏の個人的な支援での保存であり、郷土に根づいていない点と、芸の本質が伝わっていない点を批判的に指摘している。

有力者の経営である料理屋の舞台でアトラクションとして演じているにすぎない。（中略）この再生獅子は、芸の本質的味わいがどれほど変質されずに伝承されているかははなはだ疑問である。（中略）この再生獅子も、村人の非協力的な冷たいまなざしの中で、角兵衛獅子がまさに消えんとする最後の光を、命を燃やしきる姿ではなからうか。（三隅ほか 1970a: 24）

角兵衛獅子は自分が再生させた。他の奴からは口をはさまれる筋合いはない。

という態度が〔引用者注：保存会会長青柳氏には〕伺われる。公的な郷土に根ざす芸能が一人の人間の私有物として見なされた時、その芸能を育てた民衆たちが疎外され、自然に遠のいてしまうのは人情であろう。（三隅ほか 1970c: 27）

本田安次・山路興造（1972）は、「民俗芸能」と「大道芸などの職業芸能」の違いを定義しながら、どちらつかずの角兵衛獅子の現状を指摘している。

〔引用者注：角兵衛獅子は〕本来なら、大道芸であり、それによって生活の糧を得ている専門芸能者の芸能は、民俗芸能の名では呼ばない。（中略）しかし、今日では角兵衛獅子が職業芸能として演じられることは無い。もっぱら角兵衛獅子の伝承を保つために、保存芸能として細々と伝承しているにすぎない。その意味では、民俗芸能の名で呼ぶことが出来るのであるが、村人が生活の中で育てた祭礼や行事の一環として行われるのではなく、村人と若干遊離したかたちで、昔の角兵衛獅子の姿を残すために演じられているのであるから、一般の民俗芸能とは少し事情を異にしている。特にそれが村人にとっては、決してよい思い出とはならず、強いては忘れてしまいたい部分に属するものだけに、少々面倒である。（本田・山路 1972: 5）

「大道芸」（渡世稼業）としての角兵衛獅子が消滅し、「郷土芸能」として復活した時点で、金銭の授受を伴う職業芸能であることは江部校長の条件によって否定されている。そうである以上、現存する角兵衛獅子は、保存会用に再構築されたものにすぎず、真正な伝承と評価するのは難しい。しかも、消滅事情に絡み、村全体の支援があるわけでもない。

本田・山路は、少なくとも「郷土芸能」としてこのまま「保存」されるべきだが、伝承者が高齢のため、それも難しいとしている。この点に関連して、三隅ほか（1970c: 27）が掲載する、その時点での唯一の伝承者、口上の渡辺寅之助氏の言葉が興味深い。

後継者は欲しい。だが、誰に強制できるものでもない。第一、強制的に仕込んでみたところで職業として成り立つものじゃない。（中略）獅子の芸だつて、現在の芸などまだまだ序の口だ。もつと教えたいものが沢山あるが、何分、自分の子供じゃないし、これだつて職業として成り立つものではないからこの程度にしている。

新聞記事でも、「現代っ子の少女たちは、老人の注意にも『キャッ、キャッ』と無邪気そのもの。練習の途中で『なんぎ』とへたり込んだり、ふざけあって、しまらない」のにあきらめ気味の渡辺氏という構図が描かれている（『朝日新聞』1970.3.29 朝刊）。教育的配慮を施された子どもによる郷土芸能という枠内で復活した角兵衛獅子は、自発性を前提としているうえに、職業ではない。そのことが、獅子の補充や訓練を難しくしている。

4-3 期待をすり抜ける「子ども」の芸①——戦後日本と理念としての「子ども」

3で見たように、角兵衛獅子の復活は、そもそもが矛盾に満ちたものであった。大衆文化で「かわいそうだが子どもらしい子ども」の典型として全国的に有名であることも影響して、「郷土芸能」「文化財」として価値が認められていくが、それにはできれば子どもで復活・保存したい。しかし、「虐待」として社会問題化した過去もあり、差別的にまなざされた経験から村内でも復活に対する反対感情も残っている。そのため、子どもに対する「教育的配慮」を施して正統性を担保しつつ、改編版を上演せざるをえない。こうして、いくつもの微妙にずれた規範が交錯し、この芸能の形態についても、子どもが演じることについても、常に毀誉褒貶相半ばするのである。

それゆえに、復活した角兵衛獅子は、4で見えてきたように、村の宣伝や県の文化財指定という思惑や、「民俗芸能」としての真正性や公共性を問う視線にさらされることになる。保存会（青柳氏）は、宣伝に打って出るでもなく、完璧な保存や村の全面支援を目指すでもなく、むしろ過度に制度に取り込まれて厳格な注文を受けたり利用されたりすることを避けるというバランス感覚で活動が続ける。そのありかた自体が、「私物化」とされて「民俗芸能」としての正統性を不確かなものにしてしまうが、安易にいずれかの立場にすりよって活動を危うくするようなことはしない。ただ、「職業芸能」でもない自発的な「子ども」の芸能ゆえに、長期的な継承可能性は不安視される。

高度経済成長期以前の日本社会は、法制度上の建前とは別に、実態としては、「もらい子」や「軽業曲馬」に使役される子どもたちを差別的にまなざしつつ黙認していた。さらに、そのような子どもたちを題材に、実態とは別に、「かわいそうだが子どもらしい子ども」の表象が大衆文化で人気を博してもいた。角兵衛獅子を復活させる際に村の内部にあった反対感情も「虐待」を批判していたとは考えづらく、近過去に「村の恥」であった渡世稼業を復活させることへの反感のほうが大きいと推測できる。しかし、学校の先生にお伺いを立て、規範を守ることが子どもで復活させることの正統性の担保につながるという程度には、子どもは

「虐待」してはならず教育的配慮を施さねばならないという規範が日本社会に行き渡っていたと考えられる。そして、そのようなルールに則る以上、現実の子どもたちを前に、職業芸能のように厳格に指導することもままならない。保存会は、10名程度の子どもたちと、厳格な制度化を避けながら、あくまで少数有志の活動として、曖昧に郷土を代表し、時に大きく取り上げられながらも積極的に活動を意義付けることを避け、細々と続いていく。

保存会が絶妙な舵とりで実現し続けた角兵衛獅子の復活とその展開が見せるのは、このような、学校を拠点に、建前としての保護と教育というある種典型的な近代的な子ども規範が地方の村まで浸透しつつも、端的に子どもの渡世稼業を恥とする近代的階層感覚と、実態とは乖離した「かわいそうだが子どもらしい子ども」表象とが併存するという、戦後日本社会の子ども観の束の一部である。そこに、子ども規範のある種の帰結として、その中から遊び感覚で芸に取り組む現代っ子という見方も浮上している。

『月潟村誌』（月潟村誌編輯委員会編 1978）や、江部校長の絵本『角兵衛獅子ものがたり』（江部 2003）が復活の物語のハイライトに配置するのが、1972年5月22日、第22回全国植樹祭で新潟に宿泊した天皇皇后両陛下の前で、20分間演じた場面である。渡辺寅之助氏は「『こんな名誉なことにめぐり合えるなんて、夢にも思わなかった。いつ死んでもいいです』と涙ながらに話し」（江部 2003: 頁数記載なし）たとされるが、宿泊ホテルからの依頼で非公式に演じたものであり、子どもたちは「ケロケロしていた」（2018.4.14 Aさん聞き取りより）という。

5 「ふるさと」のアイデンティティの曖昧な受け皿——昭和末から世紀転換期

5-1 「ふるさと」の時代の資源として

角兵衛獅子最後の生き残り渡辺寅之助氏は、1975年に鬼籍に入った。『月潟村誌』は、「やがてまた角兵衛獅子は月潟から消滅の運命をたどらねばならないのか、或は再び村の青年の手で復活できるのか、今が最大の危機である」（月潟村誌編輯委員会編 1978: 535）と継承を危ぶんでおり、その時期の論文も、「渡辺寅之助翁の死は、そのまま角兵衛獅子の終焉を意味した」（岡倉 1978: 95）、「巷間芸能として長い歴史を持った角兵衛獅子も、郷土の民俗芸能としてはせいぜい昭和十年以降四十年の歴史を保ちえたに過ぎないといつてよいのである」（西角井 1978: 34）と、その行く末には悲観的である。

しかし、実際には角兵衛獅子は潰えなかった。渡辺氏の晩年に録音した口上テープが残り、技の伝授方法を授かった割烹久元の土田モトエ氏の下、獅子たちも一定数は何とか確保され、上演が続けられた。そして、「戦後再び郷土芸能再発見の風潮の中で、同保存会の活動が始まり、現在は明るい少年少女の芸として育っている」（新潟県編 1980: 633）と継承危機には触れず、「郷土芸能」としての復活の成功物語を語る書物も現れ始める。

1980年前後に角兵衛獅子を取り上げた文献には特徴が3つある。第1は、「ふるさと」というキーワードが現れたことである。掲載紙や論文名を見れば、『ふるさと展望』（岡倉 1978）、『写真集ふるさとの百年』（新潟日報事業社出版部編 1981）、「角兵衛獅子のふるさと」（近藤 1983）、「ふるさとの芸能を訪ねて 角兵衛獅子」（高橋 1985）と続く。内容は単なる紹介が多

く、民俗芸能としての正統性を問おうとするような深刻さは後景に退き始める。

そして、村内でも、「ふるさと」や「地域振興」の文脈での上演が期待されるようになる。1982年の上越新幹線開業に際し、県の意向もあって村の農産物である梨や米などを売る「観光キャンペーン」が始まり、同日に角兵衛獅子の演技が披露されることになった。1991年には、月潟村農村環境改善センターが竣工する。中には関本賢太郎氏寄贈の角兵衛獅子資料が展示された郷土物産資料室と角兵衛獅子披露用の多目的ホールがあり（図3）、庭には「ふるさと創生事業」（1988～89）の一環でブロンズ像が設置されている（図4）¹⁰。



図3 月潟農村環境改善センター多目的ホール緞帳



図4 角兵衛獅子舞のブロンズ像

ここに、以前のような真正性を論じる向きはもはやない。「ふるさと」とは「精神的なよりどころ」（『大辞泉 第3版』）という程度の曖昧な言葉である。角兵衛獅子とは関係しないが、1992年「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（通称「おまつり法」）が制定されるなど、「伝統芸能」が観光資源として公に位置づけられ始める時代となったのである。時代の変化のなかで、角兵衛獅子は、村のアイデンティティ、村をアピールする際の1つのシンボルとして定着し始める。

5-2 「大道芸」へのノスタルジーと「虐待」の歴史化

この時期の第2の特徴として、角兵衛獅子を軽業・大道芸の系譜として語ろうという傾向があげられる¹¹。往時には、14、5歳になって子どもの芸である角兵衛獅子が難しくなると、囃子や親方になっていくほか「軽業一座」や「曲馬団」に入っていく者が少なくなかったことや、角兵衛獅子衰退期にサーカスへの転業があったと指摘されている（小沢・高橋 1982: 280; 岡倉 1978: 88-9）。そもそもが、地藏祭りでは、保存会によって継承された一人芸と組芸のほかに、積み上げた箱の上で逆立ちをする「八つ枕」の「枘積み」や、「綱渡り」や「紙渡り」といった、より本格的な軽業芸が角兵衛獅子出身者（大人）により行われていたとされている（近藤 1997; 阿久根 2001: 102-15）。「虐待」ではない「子ども」の「郷土芸能」という文脈の中で「復活」されなかった、曲芸面への注目が再度高まるのである。

第3に、角兵衛獅子に暗い歴史があったことが積極的に語り継がれるようになる。『NHK 関東甲信越小さな旅3』は、保存会の土田モトエ氏（割烹久元）の言葉を紹介している。

この子たちは何も知りませんがね、角兵衛獅子には、暗い過去があるんですよ。むかしの角兵衛獅子の子供たちは、ほとんどがみなし子かもらい子でしてね。けいこが厳しくて体の節々が変形している子も多かったですし、旅先ではほとんど野宿。そのうえ、親方の中にはひどい人もいて、病気になった子どもをわざわざ山の上へ連れて行って蹴落したりしたそうですよ（中略）だから保存会をつくったときも、村の人にはきらわれませんでした。（NHK 編集センター編 1985: 138-9）

これらの第2第3の傾向は、もはや人身売買や児童労働などの残酷な扱いなど過去のものと感じられたという時代背景が関係しよう。角兵衛獅子に関する肯定否定が交錯する評価のうち、「村の恥」という否定的な感覚もだいぶ過去のものとなったということだろう。

こういったなかで、学校教育制度の浸透や児童虐待防止法の制定によって、角兵衛獅子が衰退したという「正史」の形ができてくる。『月瀉村誌』は、「昭和八年十月、児童虐待防止法が発令されるに及んで、幼童を使つての軽業や大道芸などは一切姿を消した。角兵衛獅子も衰退してしまった」（月瀉村誌編輯委員会編 1978: 530）としている。以下は、なぜ子どもを使うことが問題だったかを読者に詳細に示しながら、義務教育普及に原因を見ている。

多くが私生児や口べらしのためのもらい子であり、学童としての教育の埒外にあったことは義務教育の普及を表看板とする明治新国家の面子にふれる見逃せない問題であった。また獅子の仕こみが、飯も食わせずに練習させるといった、かなり残酷きわまりないやり方だったということが、とりわけ世間の悪評をかかってきた。（岡倉 1978: 91）

残酷な過去があったが、近代的孩子も規範が浸透して消えたという単線的な図式が、村においても正史となっていくのである。

復活の立役者で角兵衛獅子保存会会長でもあった青柳良太郎氏は、1991年に亡くなった。この平成のはじめ、1980年代末から1990年代半ばに掛けては角兵衛獅子を論じる文献が少ない。角兵衛獅子は、演者の子どもを代替わりさせながら、口上テープで粛々と上演され続

けた。「ふるさと」の時代の芸能は、真正性や公共性を精査されない。「大道芸」へのノスタルジーを含みながら、曖昧に村のアイデンティティとして継承される時代が続くのである。

5-3 月潟大道芸フェスティバル

昭和末期の動きの集大成が、近藤忠造(1997)『郷土芸能——角兵衛獅子』、小湊米吉(2000)『角兵衛獅子』とミレニアム前後に相次いでまとめられた郷土史家の研究であろう。また、軽業・サーカスという観点からの角兵衛獅子論の1つの集大成、阿久根巖(2001)『逆立ちする子供たち』も出版されている。そして、月潟村においても2つ大きな動きがある。

1つは、月潟村商工会が、1999年から「月潟大道芸フェスティバル」をスタートさせたということである。この祭りは、月潟村商工会の若手が企画し、商工会連合会の助成金と寄付とを主財源として始めたものである。1998年9月の初回実行委員会では、「角兵衛獅子が大道芸の前身であり、その地が月潟村であることをPRすることを目的とし、メンバーが楽しく事業を進めることを基本として、大道芸フェスティバルに取り組む」と確認されている(大道芸フェスティバル実行委員会議事録)。大道芸の再評価が始まり、当時、大須大道町人祭(1976～)、野毛大道芸(1986～)や、大道芸ワールドカップ in 静岡(1992～)など、各地の大道芸祭りが成果をあげていた。

企画したのは、保存会に関係した人たちではなかった。商工会若手メンバーで村の活性化案を検討していた際、月潟→角兵衛獅子→大道芸という連想から、郷土文化を活用したイベントを経営指導員が提案したという。指導員は村民ではなかったそうだ(2018.8.5Cさん・Dさん聞き取りより)。「交流人口を増やす」という言葉が初期の議事録で頻出しているが、そこには、獅子に否定的な村民感情や「虐待」と言われた歴史への配慮は見られない。初期の企画には「獅子が道案内するストリートパフォーマンス」「角兵衛獅子がアシストする大道芸」「獅子と遊ぼう」などの文字が躍っており(大道芸フェスティバル実行委員会議事録)、角兵衛獅子に舞台披露以外の役回りも期待されていたようだ。

一方、打診された保存会の側は、商工会案に、8月は衣装を着るのに暑いのと学校行事との関係があるという点で難色を示している(大道芸フェスティバル実行委員会議事録)。ひとまず「今年だけ」「農環センター」「盆すぎ」という条件が出されるが、交渉の過程で、当時の金子由征村長(1982～2005)から、観光キャンペーンとの同日開催が示唆され、9月下旬と決まっている(大道芸フェスティバル実行委員会議事録)。結果として、月潟商店街の路上でジャグラーやアクロバットなどの大道芸人8、9組が技を繰り広げ、商店街からシャトルバスを走らせて農環センターのホールで角兵衛獅子が披露を行うという、新旧大道芸の競演のイベントとなった。

月潟大道芸フェスティバルは2018年には20回目を迎え、地域を活性化するイベントとして続いている。2017年の来場者数は、主催者発表で2万8千人である(2018.6.8月潟商工会電話聞き取りより)。角兵衛獅子の披露を当てに来る人もいれば、そちらには目も向けず、大道芸のパフォーマンスを楽しんでいく人もいるという。

5-4 「村の名を残す」ためのプロジェクト

ミレニアム前後のもう1つの動きは、2003年の角兵衛獅子慰霊碑（図5）・越後獅子の唄歌碑（図6）の建立と、美空ひばりの角兵衛獅子ろう人形（図7）の作成である。これらは、2007年に月潟村が新潟市に合併されることが決定されるなか、消えゆく「月潟村」の名と記憶を後世に残そうというプロジェクトとして始まった。



図5 角兵衛獅子慰霊碑



図6 越後獅子の唄歌碑



図7 美空ひばりろう人形

「平成15年の角兵衛獅子慰霊碑・歌碑建立等の実行委員会の記録」（資料群）によれば、福島県いわき市塩谷岬の「みだれ髪」歌碑の視察を行うなどして、2002年夏ごろからプロジェクトが動き出している。翌年2月に実行委員会が開催され、3月には寄付・募金が呼びかけられている。寄付の呼びかけでは、「月潟村は、角兵衛獅子のふるさとです。越後獅子の名で全国に知られています。（中略）この度、2年後の市町村合併を控え村民みんなで月潟村の名を後世に伝えると共に、角兵衛獅子のふるさととして月潟村の新しい観光名所となるよう」（同資料群所収、H15.3「越後獅子の唄」の歌碑・慰霊碑建立寄付の呼びかけ文）と企画趣旨を説明している。つまり、「月潟といえば角兵衛獅子」と美空ひばりを通して全国に知られているから、その関連施設をつくり、月潟村の名を残すことが重要な目的であることがわかる。その際に、「6月の『月潟まつり』には、全国から大勢の獅子ファンが村を訪れます。また、『ひばり』ファンも大勢います。その方もきっと歌碑を見に来てくれるでしょう」（同資料群所収、寄付呼びかけ文）と、美空ひばりファンの観光の目的地となることが、当初より期待されていた。村の交流人口を増やし活気づけようという主旨は、大道芸フェスティバルと同じである。

慰霊碑については、「巡業の途中、見知らぬ土地で散り故里に帰れなかった獅子の子ども達の供養として」（同資料群所収、「越後獅子の唄」歌碑及び角兵衛獅子慰霊碑建立の主旨及び概要（除幕式資料））建立されており、保存会の土田モトエ氏の念願だったとのことである（2018.4.14 Aさん聞き取りより）。時代の変化の中で、「虐待」は供養される過去となり、村の反対感情も落ち着いた。美空ひばりの力を借りながら、「角兵衛獅子」を村のアイデンティティであり観光資源として盛り上げていこうという機運が高まっている。

800万円の目標額に対して、9,720,250円の寄付が集まり（同資料群所収、『広報つきがた』

2003年9月号)、全額寄付による慰霊碑と歌碑が完成した。2003年6月21日、午前中に「美空ひばり人形設置郷土物産資料室改修テープカット」が、午後に「『越後獅子の唄』歌碑竣工・除幕式」が、(株)ひばりプロダクション代表取締役社長を招いて開催されている。

この昭和末期の、復活期に比べた変化は明らかである。軽業・大道芸であることの負のイメージがなくなり、「虐待」は過去のものとして歴史化され、「村の恥」という感情は前面に出なくなった。美空ひばりに代表される大衆文化表象における角兵衛獅子人気は未だ続いている。芸能は真正な「保存」ではなく、「ふるさと」や「地域振興」「まちおこし」の資源とする時代に入っている。こうしたなか、角兵衛獅子は、「ふるさとの芸能」「大道芸の源流」「美空ひばり」という3種の連想を巻き起こしながら、消えゆく村のアイデンティティとなり資源となっていくのである¹²。

6 「大道芸」でも「保存」でもなく「特色」として——平成後期

6-1 「南区の特色」として

実は、合併で村の記憶が薄れるどころか、この角兵衛獅子を「月潟」の資源とする図式は、2005年の新潟市合併後も続いている。2007年に新潟市が政令指定都市となり、旧月潟村は新潟市南区の一部になる。その後、角兵衛獅子は、2回「南区の特色ある区づくり事業」の助成を受けている。市は、政令指定都市化に伴い設置された8つの行政区を単位に「特色あるまちづくり」を進めている。「特色」の中身やアピールの形式は各区で異なっているが、旧白根市、旧味方村、旧月潟村で構成される新市域である南区は、「特色」として、白根大風合戦、月潟の角兵衛獅子、味方の旧笹川家住宅(国の重要文化財)という文化財と、特産品である白根仏壇と農産物をアピールしている。角兵衛獅子は、この新市域の「特色」を打ち出す行政の動きに棹差したのである。

1度目は、2007年度に、42万円の事業費で、渡辺氏の口上と囃子のテープが、NHKのスタジオでデジタル化された(2018.6.6問い合わせに対する月潟出張所回答より)。担当した月潟公民館によれば、確証はないが、区から提案しているのではないかとことである(2018.8.9月潟公民館訪問聞き取りより)。2度目の2012～2014年度には、「南区地域課から囃し方の復活について提案があ」り(茂手木・野川2015:1)、再び区づくり事業によって、約250万円の事業費で生囃子の復活が試みられた(「角兵衛獅子伝承活動実行委員会活動報告書」(資料群)より)。目的は、「後継者の養成が出来ずに途絶えた角兵衛獅子の昭和40年代までの口上及び囃子を録音資料をもとに譜面を作成し、当時の口上と囃子を復活させ、本来の姿で伝承する後継者の育成を図る」(同資料群所収、角兵衛獅子伝承活動実行委員会規約)であり、「『口上と囃子方の後継者育成』に取り組み、我が国の芸術史上、きわめて価値の高いこの角兵衛獅子の伝承を支援する」(茂手木・野川2015:8)ともある。

保存会が面識のあった上越教育大学名誉教授の茂手木潔子氏に声をかけ、邦楽囃子方の鳳聲晴久氏、東京藝術大学講師の野川美穂子氏の協力で、太鼓・笛の楽譜が作成される。並行してチラシを全戸配布してメンバーを募集し(2018.8.9月潟公民館訪問聞き取りより)、口上・囃子方の指導育成が行われた。2013年3月に練習をスタートし、2015年3月22日の報

告会では、太鼓6人、笛4人が披露にこぎつけている（茂手木・野川2015）。

6-2 「保存」を前提としない「文化財」指定

ここに交錯するのが、2013年4月15日の新潟市指定文化財（新潟市無形民俗文化財（民俗芸能））への指定である。合併後の文化財指定が1件にとどまり、新指定の機運が高まる折から、ちょうど雛子の復元にも取り組んでいた角兵衛獅子が、指定候補になったとのことである（2018.6.14 問い合わせに対する新潟市歴史文化課回答資料より）。

指定にあたった新潟市文化財保護審議会¹³では、伝承が途絶えたあと再現がどこまで正確であったかが問われているが、「県内の無形民俗文化財を数多く調査してきた近藤忠造先生が、『芸の変遷は、どの芸能でもありうることなので、今あるものがこれから伝わっていけばよいのではないか。』との話をいただいています」「演目は限定されているが、一つ一つの動作も昔ながらの動作を土台としています」（新潟市文化財保護審議会議事録の抜粋より）と、ある程度の変更を織り込み済みとした「保存」という形で決着がついている。なぜ月潟にこのような芸能が生まれたのかが問われた際は、「それらが明らかになるまで調べるとなると遠大な時間がかかります。私は、この技能を今後も支えていこうとしている関係者の努力に対して努力賞をあげてもよいのではないかと考えております」という一委員の答弁が返されている（新潟市文化財保護審議会議事録の抜粋より）。

村民感情の問題は、意見交換前に「角兵衛獅子に対する蔑視的な意味での村民感情は、以前はのこっていたと考えられますが、今では、そのような感情も払しょくされ、地域をあげて角兵衛獅子を応援し、史跡、記念碑等も整備され、農村環境改善センター内には、角兵衛獅子資料室も開設しております」（新潟市文化財保護審議会議事録の抜粋より）と説明され、その後問題化しなかった¹⁴。「虐待」であるかどうかは、議論にもなっていない（2018.6.14 歴史文化課回答資料より）。

文化財指定の際に市から報道機関に配られた報道資料には、以下のように書いてある。

時代の流れに押され消えかけていたところを、地元の人々の努力によって復活し存続している芸能である。子どもたちが誇りをもって技芸に向かう姿はりりしく見る者は心打たれる。新潟市を代表する郷土芸能のひとつとして未来に伝えるべき貴重な芸能である。（「新潟市文化財指定の答申について（お知らせ）」2013.3.22）

つまり、「特色」という、「ふるさと」以上に曖昧な言葉が示すように、今や「郷土芸能」が真正に「保存」されているかや、「民俗芸能」としての公共性はあるかといった論点は深刻には問われない。伝承の真正性ではなく伝承の努力自体が評価され、村の反対感情は過去のものと思なされ、村が設置した角兵衛獅子関連施設こそが村全体の支援の証として公共性があると見なせるという形で、文化財に認定されているのである。保存会も、「（青柳さんの）遺志もあるから『面倒がなければ』『なったところで何か変わらないなら』と言うと、『うるさいことは言いません』ということで、時代も変わったし『ではお任せします』と」と指定を受け入れたという（2018.4.14 Aさん聞き取りより）。

文化行政の変化の潮流からずれている点があるとすれば、この経緯において、「子どもたち

が誇りをもって技芸に向かう姿」に言及はされていても、「地域の子どもへの／による伝承」という視点は見られないことである。芸能に関する語りのモードが変わる1990年代以降、過疎化・少子化の流れもあって、各地で授業や部活動といった学校を通じた伝統芸能の継承・復活が模索され、それが芸能と呼べるかといった議論もされている（東京国立文化財研究所芸能部編2000; 東京文化財研究所無形文化遺産部編2010）。政府の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（2002）でも、子どもによる継承や、子どもの文化活動が強調されている。しかし、角兵衛獅子の保存・上演は、学校や町内会ではなく保存会というプライベートサークルで行われ続け、そのことを自明としたまま文化財とされている¹⁵。

子どもが演じていること自体は、この芸能の前提であり、その範囲で価値と見なされているように見える。獅子の子は、当初より希望者で成り立っているが、きょうだいや親戚がやっていたケースが多いという。この半分閉じた構図で子どもで続いていることにより、角兵衛獅子は、「子どもの参画」や「地域の創生」というには、子どもの主体性や地域参加という点が弱い。むしろだからこそ、先進事例などと持ち上げられることも、一転して伝統の構築だと批判されることも回避し、長年続いていると言えるかもしれない。

6-3 様々な期待と子どもへの配慮

角兵衛獅子保存会は、こうして文化財指定を受け入れるが、興味深いことに、保存してきた芸の披露以上のことを期待される場合には、折に触れてそれを回避している。

先述のように、大道芸フェスティバルの当初案では、「獅子が道案内」「アシスト」なども期待されていたようだ。しかし、江部校長との申し合わせを堅持し舞台芸を保存してきた保存会は、衣装で街中を歩くのは「子供たちが暑くて無理」と回答している（大道芸フェスティバル実行委員会議事録）。また、2002年には、観光キャンペーンが大道芸フェスティバルに一本化され¹⁶、2006～2007年度に「南区の特色ある区づくり事業」として「大道芸フェスティバルパワーアップ事業」が行われたことにより、2007年には、商店街の大道芸フェスティバル会場内の特設舞台で角兵衛獅子を上演することになったが、天候によっては舞台が滑るなどの懸念があり、雨天を契機に2014年から農環センターに戻っている（2018.6.8月潟商工会提供「月潟大道芸フェスティバル開催経緯」（資料群）所収、2012.6.23打ち合わせまとめ）。

似たような例は、生囃子の復元事業の際にも見受けられる。角兵衛獅子「本来の姿」を復活させるためと銘打った復元事業だったが、担当した茂手木潔子氏は、当初、「古さと新しさとミックスさせる」「新しくオリジナルの口上を誕生させてもいい」「子どもの口上もおもしろい」「角兵衛獅子の元は大道芸なので、お客の立場で考える」（「角兵衛獅子伝承活動実行委員会活動報告書」（資料群）より）と持ちかける。しかし、保存会の同意は得られない。

打ち合わせ時点で、復元全体を指導する私から出した復元案は、いかにして現代における角兵衛獅子を活性化させるかという考えの元に、伝統芸能としての保存継承、伝統を踏まえた活性化だけではなく、新しくオリジナルな口上を作ることや、囃子も現代を背景に新たなものを作る可能性の有無まで広げた提案だったが、土田氏との話し合いの結果、まずは、伝承している囃子の忠実な復元に焦点を当てて進めることとなった。（茂

保存会側は、過去に軽業・大道芸であったことを否定しているわけではない。難色を示した理由は、「練習を考えると1年半程しかない」「新しい角兵衛獅子では子どもとの合わせで無理ではないか」(2018.6.8月潟商工会提供「月潟大道芸フェスティバル開催経緯」(資料群)所収、2012.6.23打ち合わせまとめ)と記されている。

つまり、今や「虐待」と言われた過去を持ち出す人はいなくなった。そのなかで、職業芸人でもなく保存された舞台芸を習得披露している有志の小中学生たちに、その範囲を超えた「大道芸のアシスト」や「ライブパフォーマンス」という大道芸に由来する要求が寄せられてしまうことがある。そのことを、保存会は、「子どもたちに無理がないように」を絶対条件として、やんわりと断っているのである。

これに限らず、現在の保存会が様々な依頼に応じるか否かの判断基準は、「子どもたちが対応できるか」「子どもたちに無理がないか」である。派手に売り出すこともなく、「継承・存続が主目的で、子どもたちがやるものだから、それのできる範囲」を堅持している(2019.2.28 Aさん電話聞き取りより)。生囃子の口上の1人は、「口上は間違わないように原盤通りにやるし、踊りのところも子どもたちの動きに合わせてアドリブはできないが、次の技の準備の間は、舞台の広さなどにより原版通りとはいかないのでアドリブとしている」(2018.8.9 Eさん聞き取りより)という。つまり、子どもたちの技と関係ないところでの、時間調整等を目的とした「アドリブ」は、むしろ推奨されている。

なお、先述のように獅子は希望者で成り立っており、きょうだいや親戚がやっていたケースでも、やらない子もいればやめてしまう子もいる。サーカスのような軽業は復活・継承していないこともあり、「週1回の練習でも、一生懸命5~6年やれば誰でも舞台に立てるようになる」(2018.4.14 Aさん聞き取りより)というが、獅子に限らないことだが、渡辺さん時代以上に厳しく指導しづらくなっているようで、今の演者の中心は小学校高学年から中学生になっている。見る側には、「映画の美空ひばりは大きすぎる」(2018.4.14 Bさん聞き取りより)、「大きくなると見栄えがしないと思う」(2018.8.5 Cさん聞き取りより)という感覚があるようだが、子どもたちに配慮するなかで、最近は従来期待されてきた健気さを感じさせるイメージよりも、やや獅子が大きくなっている。

これらの子どもへの配慮は、「子どもの参画」ほどの新奇で対抗価値的な意味合いは帯びていない。子どもたちの「声」を書き留めたり、「参画」の効果を計ろうとする動きも、ほとんど見られない。その意味では戦後期以来の建前としての教育的配慮が、積極的に対抗・更新されることもなく、粛々と受け継がれている。しかし、教育的配慮規範を掲げることに重点があった復活当初より、あきらかに目の前の子どもたちへの具体的な配慮が昂進している。その意味で、保護と教育の子ども観が定着した先の、より子どもの自発性や身体に配慮した子ども観という形で現代的に変化していると言えるだろう。

6-4 期待をすり抜ける「子どもの芸」②——現代日本と現実の「子ども」

5で見たように、今や、「虐待」や「村の恥」とされたのは過去のことである。村の反対感情を意識して教育的配慮を施し、バランスをとって運営していた時代とは異なり、そのような問題は歴史の彼方に忘却されつつある。むしろ、6で見たように、芸能の真正性を厳密には問わず、資源として活用していくような時代に、文化財指定も含めて、地域のアイデンティティ・特色として打ち出したい村や市や区の思惑はどんどん強まっており、その過程で、保存以上の役回りを素朴に期待されてしまうことすらある。このような、高度経済成長期頃とはやや力関係の変ったなかで、角兵衛獅子は地域の「特色」として演じられ続けているが、子どもの参画や子どもによる継承といった現代的なレトリックは見られない。

市文化財指定を受け入れた理由に表れているように、あまり宣伝しすぎず、利用されすぎずという姿勢は、現在の保存会も変わらない。反対感情に配慮した青柳氏時代と異なるのは、アドリブや天候や気温、練習期間といった、通常活動以上の負担もたらす要求を明確に拒絶しているという点である。その際、青柳氏が江部校長との約束という、近代的子ども規範（保護と教育的配慮）の順守に正統性を求めたのに対し、現保存会は、それは大前提としつつ、さらにごく普通の子どもの自発性や身体への配慮を盾にしている点も異なっている。

角兵衛獅子の資源化の局面においては、近代化局面で蔑視されたような渡世稼業、軽業・曲馬に従事する子どもたちの存在は現実味を失い、江部校長が課したような、残酷な扱いから守る、児童労働はしない（金銭を稼がない）、飲酒はしない、学校に行き勉強と作法と誇りを身につけるといった近代的な保護と教育の子ども観は自明化している。むしろ、建前を通り越して自明になっているからこそ、逆説的にも、「子どもにやらせるのはよくないのではないか」などという疑いを差し挟むこともなく、有志にすぎない子どもたちに様々な期待が素朴に寄せられてしまうとも考えられる。その際には、20世紀末以降、時に「新しい子ども観」として強調されるような、子どもの社会参画や子どもによる伝承という、文化政策や社会教育でありがちな対抗的なレトリックは用いられない。ただ、通常以上の要求に対応するときに、保存会は、以前より手厚い子どもたちへの配慮を判断の基準にしている。

角兵衛獅子の資源化局面が見せるのは、現実の子どもたちの姿を前提とした、このような、子どもに関する近代的規範の定着と、それゆえの日常的における規範の忘却、厳しい時代を知らない子どもたちと、現代的な対抗価値的な子ども観までいかないゆるやかな彼／女らへの配慮といった、複数の規範と規範から逃げる動きの交錯である。

7 結論——角兵衛獅子から見える子ども観の歴史

ここまで見てきたように、復活した角兵衛獅子は、旧月潟村を指す領域の、「郷土」「ふるさと」「地域」の象徴となることを、常に要求されてきた。そこには、実態とは別に、「子どもらしさ」をめぐる大衆文化表象として全国的に有名だったという事情が関係している。

ただ、担い手の世代交代とともに、「郷土芸能」「文化財」を語る布置は変化している。とにかく復活し保存することが期待された時代から、より真正性と公共性を持った保存が期待される時代に至り、やがて、そのような本質主義的な芸能概念が霧散し、地域の資源となり

そのことが地域の支持の証とされる時代となった。これは、「地方」「郷土」から、「地域」という「中央」「都会」との階層性を前提としない用語へと変化していく過程でもあろう。

さらにこれに、角兵衛獅子という郷土の芸と大道芸の間のような芸能に固有の事情として、蔑視の対象だったり「虐待」と非難されたりしたことが忘れられ、大道芸自体も資源化していく過程が並行する。村民から復活への反発があった状態から、むしろ活動範囲以上の期待が寄せられてしまうという状態へと変わっていったのである。

これに対して、保存会の人々は、以前の反対感情も最近の期待もすり抜け、強い意味づけを避けるかのように振る舞い続けているように見える。それには、活動を危うくしないための処世という面もないわけではないだろう。ただ、本稿の観点からは、その際に持ち出されるのが、「子ども」に関する規範である点が重要である。そして、そこから見えてくる子ども観の歴史は、“近代的な子ども規範が広まり実態として浸透した”とか“揺らいだ”、さらに“新たな子ども規範を打ち立てねばならない”などという単純な図式とは異なっている。

たしかに、角兵衛獅子をめぐる観察された子ども観を一面から見れば、保護され教育されるというまさにアリエスが示唆したような近代的子ども規範が、都会の新中間層とは異なった世界と言える旧月瀉村まで広がり定着した過程にも見える。戦後期（復活からその後の展開）には、そのような子ども規範が建前として力を持つ程度には浸透しており、実態としても子ども期を享受できない時代を知らない「現代っ子」が増えた。しかし、それらと交錯しつつも重なりきらない、端的に子どもの渡世稼業を恥とする感覚や、「かわいそうだが子どもらしい子ども」という大衆文化由来の感覚も見受けられた点が重要である。

現代（資源化して以降の展開）ともなると、たしかに規範が定着して自明となるが、だからこそ規範の塊に唐突に孔が開いたかのように、規範を逸脱しかねない期待が寄せられることもある。それに対抗する、ゆるやかにより子どもに配慮した現代的な子ども観も観察されるが、そこに、「子どもの参画」のような強い対抗性を持った議論や、子どもたちの意志を積極的に問い評価する視線は見られない。これは、対抗的図式が月瀉村まで到達していないというよりは、そのような一部の強い主張が目を引き横で、定着した既存の規範が昂進したゆるやかな配慮が場面ごとで様々な形をとっているのが現代だという構図を示唆していると予想しているが、そう結論づけるには、今後、他の事例との重ね合わせが必要である。

角兵衛獅子という、ある村の子どもによる芸能の復活と資源化の60年の軌跡から見えてくるのは、子ども規範の浸透から対抗価値の出現といった変化と見ようと思えば見えてしまうが（複合体）、よく検討するとより複雑な、複数の子どもへの感覚（線）とそれらをすり抜ける思い（逃走線）が錯綜する現実の一端である。拙稿（元森2018）に述べたように、子ども観の歴史と現在と未来を考えると、図式にあてはめて現実を見るのではなく、このような複雑な現実を社会学的に記述し、複数積み重ねていく作業が肝要であろう¹⁷。

付記

本研究はJSPS 科研費 15K17197、17K04695 の助成を受けたものです。

注

- 1 正確には角兵衛獅子は旧月潟村大字月潟（≡江戸時代の月潟村）発祥である。現代では、旧月潟村の全体を代表する芸能となっている。
- 2 本稿の図はすべて調査期間中に筆者が撮影したものである。
- 3 戦前期の「虐待」は *cruelty* の訳語であり、「人身売買」や「児童労働」などに相当する待遇を包括する概念である。現代の親による *abuse* とは意味合いが異なっていることは注意されたい。その概念史については、高橋靖幸（2018）や橋本理子（2018）を参照のこと。
- 4 そもそもアリエス自身は「誕生」とまで述べておらず、中世と近代を画するような長期で多様な変化を書き留めているにすぎない。アリエスの提唱した中世と近代の子ども観の断絶説の是非をめぐる英語圏の子ども史の議論については、北本正章（2009）、岩下誠（2009）を参照のこと。
- 5 I. イリッチの「学校化社会」論が世界的にヒットしたように、近代＝学校中心・大人中心と同定し、「オルタナティブ」として「遊び」「ゆとり」「子どもの参画」「子どものエイジェンシー」などが提案されるという二項対立図式が学術的著作も含めて流行した。国連子どもの権利条約（1989年、日本は1994年批准）も、心身の保護や必要環境の提供に加えて、子どもの能動性や主体的な社会参画を掲げている。このような現代的子ども観の布置と子ども研究の視座の問題点については、元森絵里子（2018、近刊）の整理を参照のこと。
- 6 中流層に「子どもらしい子ども」規範が成立すると、C. ディケンズ『オリバー・ツイスト』（1883）のような、「階層的に）子どもらしい子ども時代を与えられていないが（本質的に）子どもらしい子ども」が文化文芸に現れる。角兵衛獅子も、そのような「かわいそうだが子どもらしい子ども」表象の典型として大衆的人気を博した。
- 7 本研究は、高橋靖幸さん（新潟県立大）との「子どもの誕生」を問い直す共同研究の一環で行った延長線上に展開したものであり、データ収集の多くは高橋さんの助力で行われた。記して感謝いたします。
- 8 月潟大道芸フェスティバルの初年度実行委員会議事録の閲覧複写および「月潟大道芸フェスティバル開催経緯」（年表）の提供（月潟商工会）。「平成15年の慰霊碑・歌碑建立の実行委員会の記録」（資料群）の市情報公開条例に基づく閲覧複写（新潟市南区役所月潟出張所）、平成24～26年の「角兵衛獅子伝承活動実行委員会活動報告書」（資料群）の市情報公開条例に基づく閲覧複写（新潟市月潟地区公民館）、平成25年の市無形民俗文化財指定の経緯と議事録について質問応答の形で内容確認および報道資料「新潟市文化財指定の答申について（お知らせ）」（2013.3.22）の提供（新潟市文化スポーツ部歴史文化課）。担当者の皆様に、細かな事実の確認も含め、親切に対応していただいたことに感謝申し上げます。
- 9 角兵衛獅子保存会 A 様（2018年4月14日）、月潟お宝ガイド B 様（2017年9月14日、2018年4月14日）、月潟商工会員 C 様・D 様（2018年8月5日）、角兵衛獅子囃子の会 E 様（2018年8月9日）。突然の問い合わせに快く応じてくださり、裏話を含めた貴重なお話を聞かせてくださった皆様に心より御礼申し上げます。
- 10 角兵衛獅子をシンボルとした農業環境改善センターが企画された経緯については、資料も現存しておらず、詳細は判明しなかった。
- 11 サーカス史から角兵衛獅子を見ていく視角は、戦前期にも存在した（元森2019）。
- 12 観光学などが対象とする事例とは異なり、「活性化」「観光」といったとき、角兵衛獅子の場合、村への経済効果は大きくない。角兵衛獅子披露自体は、江部校長との約束により対価を要求できず、資料室も記念碑類も見学無料である。宿泊施設のない月潟村において、イベントで村外からの来場者が落とすお金は限られており、純粋に村の名を知らせ、「交流人口」を増やす意味合いが強い。角兵衛獅子は、そのような意味での村の資源となっている。
- 13 議事録は未整備とのことで、閲覧させていただけなかった。代わりに、歴史文化課において、関連箇

所を抜粋という形で示唆していただいた。

- 14 2015年に太鼓メンバーの1人が、「正直いって私の両親（70歳代）すら、現在も角兵衛獅子や瞽女ですら不名誉な見方をするくらいですので」（茂手木・野上2015: 21）と書いており、高齢世代には、差別的視線があった時代の感覚が今も残っているようである。とはいえ、現役世代にそういう感覚はないと、訪問時に多くの方から繰り返し聞いた。
- 15 学校で呼びかけたらどうかという意見はあるというが、50年ほど前に試みて、対応できない人数を受け入れることになった上に、すぐやめてしまう子もいたという経験があり、当面は考えていないとのことであった（2019.2.28 Aさん電話聞き取りより）。
- 16 事務局を月潟村産業課・南区役所産業振興課が担い、大道芸の部分は商工会が、角兵衛獅子披露は村・区が運営する形で行われてきた。なお、2018年度より事務局が商工会に移管されることになったが、2018、19年は、獅子のほうは区が行うとのことであった（2019.2.26 問い合わせに対する月潟出張所回答より）。
- 17 角兵衛獅子の上演そのものは、しばらく続くだろう。保存会の担い手は事実上世襲化し、青柳良太郎氏の志を継いだ割烹久元の土田モトエ氏の、娘から孫娘の代になりつつある。週1回の農環センターでの練習は続き、生囃子を携えた、月潟祭りと大道芸フェスティバルの最低年2回の披露も続いている。現実的な問題があるとしたら、演者である子どもの補充である。獅子は任意参加を前提とするが、現在は、学校が同じでないといふ行事等がずれて練習その他がやりづらいついて、月潟小中学校（校区は旧月潟村全体）の子に限定している（2018.4.14 Aさん聞き取りより）。しかし、その学校も少子化で各学年1クラスとなっており、子どもも習い事や部活や受験で忙しく、今後は未知数である。

囃子の継承も、まだこれからである。区の事業として復活されたが、そのときのメンバー全員が本番の舞台に立ち続けているわけではない。「囃子の会」は、「保存会」とは形式上別組織として練習を続けている。今後の伝承は、獅子経験者に声をかける形がいいのではないかとのことである（2018.8.9 Eさん聞き取りより）。

なお、対外的には、美空ひばり世代が高齢化し、大衆文化としての角兵衛獅子に触れたことのない人が増えている。端的に「子どもたちのりりしい姿」に訴えるなど、別の形でのアピール（子どもの資源化）が必要かもしれない。現在は、囃子の会の有志がフェイスブックページを立ち上げ、活動の様子や関連した芸能情報を発信している。2018年は、前年に始まった「月潟大道芸フェスティバルフォトコンテスト」に併せて、公演終了後に「プチ撮影会」を実施するなど、新たな試みも行われている（同会フェイスブックページより）。

文献

- 足立重和, 2010, 『郡上八幡 伝統を生きる——地域社会の語りとりアリティ』新曜社。
- 阿久根巖, 2001, 『逆立ちする子供たち』小学館。
- Ariés, Philippe, 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Paris: Plon. (杉山光信・杉山恵美子訳, 1980, 『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房。)
- Cunningham, Hugh, 2005, *Children and Childhood in Western Society Since 1500 (2nd ed.)*, Harlow: Pearson Longman. (北本正章訳, 2013, 『概説子ども観の社会史——ヨーロッパとアメリカからみた教育・福祉・国家』新曜社。)
- Donzelot, Jacques, 1977, *La police des familles*, Minuit. (宇波彰訳, 1991, 『家族に介入する社会——近代家族と国家の管理装置』新曜社。)
- 江部保治 (横山信子画), 2003, 『ビジュアルふるさと風土記⑤角兵衛獅子』考古堂。

- 橋本理子, 2018, 「解説 棄児・児童虐待」寺脇隆夫企画監修・橋本理子編集解説『戦前日本の社会事業・社会福祉資料第1期第9巻 棄児・児童虐待①』柏書房, 7-19.
- 橋本裕之, 2006, 『民俗芸能研究という神話』森話社.
- Hendrick, Harry, 1997, *Children, childhood and English society, 1880-1990*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 本田安次・山路興造, 1972, 『角兵衛獅子調査報告書』観光資源保護財団.
- 岩本通弥編, 2007, 『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館.
- 岩下誠, 2009, 「現代の子ども期と福祉国家——子ども史に関する近年の新たな展開とその教育的意義」『青山学院大学教育学会紀要「教育研究」』53: 43-55.
- 北本正章, 2009, 「子ども観の社会史研究における非連続と連続の問題——欧米におけるアリエス・パラダイム以降の諸学説に見る新しい子ども学の展開と構成」『青山学院大学教育学会紀要「教育研究」』53: 1-41.
- 小湊米吉, 2000, 『角兵衛獅子——その歴史を探る』高志書院.
- 近藤忠造, 1963, 「角兵衛獅子私見——名義・由来をめぐる問題点」『越佐研究』20: 29.
- , 1983, 「角兵衛獅子のふるさと」宮榮二・山口賢俊・中村孝三郎編『文化誌日本新潟県』講談社, 115.
- , 1997, 『郷土芸能——角兵衛獅子』月潟村・月潟村教育委員会.
- 桑山太市, 1972, 「角兵衛獅子——西蒲原郡月潟村」『新潟県民俗芸能誌』錦正社, 850-73.
- 毎日グラフ, 1959, 「民族の遺産を求めて」『毎日グラフ』(4月26日号), 24-7.
- 毎日新聞新潟支局編, 1968, 「月潟の角兵衛獅子」『新潟の明治百年』新潟県広報協議会, 187-9.
- 松原岩五郎, 1893, 『最暗黒の東京』民友社.
- 三隅治雄監修・小池みち子・高橋孝昌, 1970a, 「近世大道芸人資料(三十六)——角兵衛獅子考(一)」『芸能』12(2): 24-7.
- , 1970b, 「近世大道芸人資料(三十七)——角兵衛獅子考(二)」『芸能』12(3): 23-6.
- , 1970c, 「近世大道芸人資料(三十八)——角兵衛獅子考(三)」『芸能』12(4): 24-7.
- 茂木潔子・野川美穂子, 2015, 『南区特色ある区づくり事業「角兵衛獅子伝承活動支援事業」(平成24年～平成26年度)報告書』角兵衛獅子伝承活動実行委員会.
- 元森絵里子, 2018, 「子ども観の変容と未来——子どもの多様性の発見の時代、子ども社会学は何を問うべきか」日本教育社会学会編(稲垣恭子・内田良責任編集)『教育社会学のフロンティア2——変容する社会と教育のゆくえ』岩波書店, 189-208.
- , 2019, 「角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか——「近代的孩子観の誕生」の描き直しの一例として」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』152: 1-39.
- , (近刊), 「「子ども」をどう見るか——20世紀の視角を乗り越える(仮)」元森絵里子・南出和余・高橋靖幸編『子どもへの視角——新しい子ども社会研究(仮)』新曜社.
- NHK編集センター編, 1985, 「角兵衛獅子の村月潟」『NHK 関東甲信越小さな旅3』学陽書房, 131-48.

新潟文化物語, 2018, 「file-117 姿を変え、今へ受け継ぐ角兵衛獅子 (後編)」(2019年1月18日取得, <https://n-story.jp/topic/117/page2.php>).

新潟県編, 1980, 「角兵衛獅子」『新潟県史資料編 24 民族・文化財三』新潟県, 631-3.

新潟日報事業社出版部編, 1981, 『写真集ふるさとの百年 西蒲原』新潟事業日報社.

新潟日报社編, 1979, 「角兵衛獅子の歌——青柳良太郎」『新県民聞き書き帳』新潟日報事業社, 165-87.

西角井正大, 1979, 「角兵衛獅子、その復興と危機」『自然と文化』春季号: 34-6.

岡倉捷郎, 1978, 「越後獅子源流考」『ふるさと展望』2(8): 72-95.

大沢錦邦, 1952, 『角兵衛獅子の新一郎』郷土文化社.

小沢昭一・高橋秀雄, 1982, 「角兵衛獅子」『大衆芸能資料集成第三巻』三一書房, 279-90.

Postman, Neil, 1982, *The Disappearance of Childhood*, New York: Delacorte Press. (小柴一訳, 2001, 『子どもはもういない: 教育と文化への警告 (改訂版)』新樹社.)

才津祐美子, 1996, 「『民俗文化財』創出のディスクール」『待兼山論叢日本学篇』30: 47-62.

関本賢太郎, 1963, 「滅びた角兵衛獅子 (随想)」『越佐研究』20: 22-8.

———, 1968, 「角兵衛地蔵尊」『広報月潟』7. (再録: 関本芦村, 1972, 『折々艸』精興社, 305-7.)

高橋秀雄, 1985, 「ふるさとの芸能を訪ねて——角兵衛獅子 (新潟県)」『全建ジャーナル』24(2): 44-5.

高橋靖幸, 2018, 「昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」——昭和8年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究」『教育社会学研究』102: 175-94.

東京国立文化財研究所芸能部編, 2000, 『第二回東京国立文化財研究所民俗芸能研究協議会報告書——学校教育と民俗芸能』.

東京文化財研究所無形文化遺産部編, 2010, 『第4回無形民俗文化財研究協議会報告書——無形の民俗の伝承と子どもの関わり』.

月潟村誌編輯委員会編, 1978, 「第9章角兵衛獅子の今昔」『月潟村誌』月潟村, 507-42.

月潟村役場企画室編, 1972, 『村勢要覧つきがた』月潟村役場.

[資料] ※本論文の性質および資料一覧としての価値を考え、本文中に引用していないものも含み発行順に示す。
関本賢太郎, 1950, 「舞踊越後獅子を見て」.(再録: 関本芦村, 1972, 『折々艸』精興社, 233-8.)

佐藤元重, 1951, 「角兵衛獅子考——近世農民離村の一形態」『日本歴史』40: 11-5.

大沢錦邦, 1952, 『角兵衛獅子の新一郎』郷土文化社.

関本賢太郎, 1952, 「『少年の夢』いつまでも 欲しい越後獅子の保護対策」(あなたへ質問リレー⑦)『読売新聞』(1952.7.8.新潟県版).

宮栄二, 1952, 「憐びんと感傷を離れ 郷土芸能として対策を」(あなたへ質問リレー⑧)『読売新聞』(1952.7.9.新潟県版).

佐藤元重, 1959, 「角兵衛獅子舞」『北陸——風土記経済史』弘文堂, 72-90.

- 毎日グラフ, 1959, 「民族の遺産を求めて」『毎日グラフ』(4月26日号), 24-7.
- 朝倉治彦編, 1960, 「角兵衛獅子」『随筆辞典第2巻』東京堂, 91-3.
- 関本賢太郎, 1963, 「滅びた角兵衛獅子(随想)」『越佐研究』20: 22-8.
- 近藤忠造, 1963, 「角兵衛獅子私見——名義・由来をめぐる問題点」『越佐研究』20: 29.
- 匿名記事, 1963, 「見事な『角兵衛獅子』 練習十分の五輪記念公演」『朝日新聞』(1963.10.23夕刊).
- 匿名記事, 1963, 「見事な角兵衛獅子 牧阿佐美バレエ団日本の感覚もり込む」『朝日新聞』(1963.11.25夕刊).
- 柴山全慶, 1964, 『越後獅子禅話』春秋社.
- 匿名記事, 1967, 「越後獅子 巡歴のたびを歌う迎春の曲」『朝日新聞』(1967.1.22朝刊).
- 関本賢太郎, 1968, 「角兵衛地藏尊」『広報月潟』7. (再録: 関本芦村, 1972, 『折々艸』精興社, 305-7.)
- 三隅治雄, 1968, 「獅子と石橋」『日本舞踊史の研究』東京堂出版, 52-77.
- 毎日新聞新潟支局編, 1968, 「月潟の角兵衛獅子」『新潟の明治百年』新潟県広報協議会, 187-9.
- 匿名記事, 「角兵衛獅子は老いて 新潟の渡辺寅之助さん」『読売新聞』(1970.3.29朝刊).
- 三隅治雄監修・小池みち子・高橋孝昌, 1970a, 「近世大道芸人資料(三十六)——角兵衛獅子考(一)」『芸能』12(2): 24-7.
- , 1970b, 「近世大道芸人資料(三十七)——角兵衛獅子考(二)」『芸能』12(3): 23-6.
- , 1970c, 「近世大道芸人資料(三十八)——角兵衛獅子考(三)」『芸能』12(4): 24-7.
- 月潟村役場企画室編, 1972, 『村勢要覧つきがた』月潟村役場.
- 桑山太市, 1972, 「角兵衛獅子——西蒲原郡月潟村」『新潟県民俗芸能誌』錦正社, 850-73.
- 本田安次・山路興造, 1972, 『角兵衛獅子調査報告書』観光資源保護財団.
- 匿名記事, 1972, 「角兵衛獅子などご覧 越後路の両陛下」『朝日新聞』(1972.5.24朝刊).
- 月潟村誌編輯委員会編, 1978, 「第9章 角兵衛獅子の今昔」『月潟村誌』月潟村, 507-42.
- 岡倉捷郎, 1978, 「越後獅子源流考」『ふるさと展望』2(8): 72-95.
- 西角井正大, 1979, 「角兵衛獅子、その復興と危機」『自然と文化』春季号: 34-6.
- 新潟日報社編, 1979, 「角兵衛獅子の歌——青柳良太郎」『新県民間書き帳』新潟日報事業社, 165-87.
- 新潟県編, 1980, 「角兵衛獅子」『新潟県史資料編24 民族・文化財三』新潟県, 631-3.
- 清水邦夫, 1981, 「『月潟村柳書』」『群像』36(7): 288-9.
- 新潟日報事業社出版部編, 1981, 『写真集ふるさとの百年 西蒲原』新潟事業日報社.
- 小沢昭一・高橋秀雄, 1982, 「角兵衛獅子」『大衆芸能資料集成第三巻』三一書房, 279-90.
- 近藤忠造, 1983, 「角兵衛獅子のふるさと」宮榮二・山口賢俊・中村孝三郎編『文化誌日本新潟県』講談社, 115.
- 高橋秀雄, 1985, 「ふるさとの芸能を訪ねて——角兵衛獅子(新潟県)」『全建ジャーナル』24(2): 44-5.

- NHK 編集センター編, 1985, 「角兵衛獅子の村月瀉」『NHK 関東甲信越小さな旅 3』学陽書房, 131-48.
- 清水邦夫, 1985, 『月瀉村柳書』白水社.
- 西原亮, 1988, 「笛に吹かれた角兵衛獅子」『川柳越後志』太平書屋, 327-44.
- 三原文, 1990, 「軽業師の倫敦興行——ロイヤル・ライシラム劇場、一八六六年」『芸能史研究』110: 44-66.
- 近藤忠造, 1991, 「角兵衛獅子雑感」『高志路』300: 1-42.
- 高橋秀雄・近藤忠造編, 1993, 「角兵衛地蔵尊祭り」『祭礼行事・新潟県』, 92-3.
- 近藤忠造, 1997, 『郷土芸能——角兵衛獅子』月瀉村・月瀉村教育委員会.
- 月瀉商工会所蔵, 1998~9, 「大道芸フェスティバル実行委員会議事録」(1998~9 分第 1 ファイル、月瀉商工会にて閲覧複写). ※議事録は最新のものまで保存あり
- 月瀉小学校平成 11 年度卒業生, 2000, 『月瀉再発見』月瀉村立月型小学校 (月瀉図書館所蔵).
- 小湊米吉, 2000, 『角兵衛獅子——その歴史を探る』高志書院.
- 阿久根巖, 2001, 『逆立ちする子供たち』小学館.
- 江部保治 (横山信子画), 2003, 『ビジュアルふるさと風土記⑤角兵衛獅子』考古堂.
- 新潟市南区役所月瀉出張所所蔵, 2003, 「平成 15 年の角兵衛獅子慰霊碑・歌碑建立等の実行委員会の記録」(資料群) (2003 年分、新潟市情報公開条例第 9 条により閲覧複写).
- 池内恵那, 2012, 「変容する角兵衛獅子」『広島大学日本語教育研究』22: 55-62.
- 新潟市月瀉公民館所蔵, 2012~5, 「角兵衛獅子伝承活動実行委員会活動報告書」(資料群) (新潟市情報公開条例第 9 条により閲覧複写).
- 新潟市文化財保護審議会, 2013~4, 新潟市文化財保護審議会第 21 期第 2 回 (平成 24 (2013) 年 11 月 24 日)・第 3 回 (平成 25 (2014) 年 3 月 28 日) 議事録の抜粋 (2018 年 6 月 25 日新潟市歴史文化課提供).
- 新潟市教育委員会, 2013, 「新潟市文化財指定の答申について (お知らせ)」(2013.3.22 報道関係者への配布資料、新潟市歴史文化課提供).
- 新潟文化物語, 2014, 「file-82 舞踊芸術の世界 (後編) 新潟を舞台にした創作バレエ『角兵衛獅子』」(2019 年 1 月 18 日取得, <https://n-story.jp/topic/82/page1>).
- 茂木潔子・野川美穂子, 2015, 『南区特色ある区づくり事業「角兵衛獅子伝承活動支援事業」(平成 24 年~平成 26 年度) 報告書』角兵衛獅子伝承活動実行委員会.
- 高橋裕一, 2017, 「角兵衛獅子の歴史と概要」『芸能』23: 97-114.
- 新潟文化物語, 2018, 「file-117 姿を変え、今へ受け継ぐ角兵衛獅子 (後編)」, (2019 年 1 月 18 日取得, <https://n-story.jp/topic/117/page2.php>).
- 元森絵里子, 2019, 「角兵衛獅子はいかにして「消滅」したか——「近代的孩子も観の誕生」の描き直しの一例として」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』152: 1-39.

(もともと えりこ、明治学院大学、motomori@soc.meijigakuin.ac.jp)
(査読者 貞包英之、土屋敦)

Resurgence of Kakube-Jishi Child Performance

Reconsidering the Construction of Contemporary Childhood from Rural Discourses

MOTOMORI, Eriko

This paper attempts to reconstruct the postwar history of the kakube-jishi child performance that originated in Tsukigata, Niigata, Japan, and to thus provide an alternative history of childhood(s). This performing art was criticized as “cruelty to children” and disappeared during the prewar period. However, it was restored as part of the preservation of folk performing arts, and has now become the identity of the small village of Tsukigata in an era of community invigoration and tourism. First, the Preservation Group needed to draw on the modern norm of child protection to calm neighbors who opposed them. Recently, the group has had to care for the will and bodies of children in response to excessive demand from the community. The intertwining of the various norms and realities of childhood make us reflect on typical simple, linear/dichotomous historical views.